

令和5年度尾張旭市一般会計補正予算（第4号）

討論要旨 川村つよし議員

この補正予算は、第55号議案、第56号議案、第57号議案、3つの条例改正案の内容も盛り込んだ内容です。

急激な物価高騰の影響が続いていることや報酬等審議会による議論を経ての結論であり、給与や報酬の増額は当然だと考えます。

このため、3条例改正案を単体で見たとき、反対する理由はないと考えますし、中小零細企業などは、公務員給与の引上げを参考に給与改定を検討するため、給与の引上げは、むしろ行うべきものだと理解しています。

一方、会計年度任用職員の改定は、年度内の引上げは見送られると聞いています。

物価高騰による困窮は、収入の少ない人ほど困難さが大きいと思いますが、同じ職場で働く人の中で、より弱い立場にある人達の給与引上げをおろそかにしておくことに、心は痛まないのでしょうか？

総務省の事務連絡によると、財源は「地方交付税の増額交付の中で対応することとしている」などが書かれています。

これでは、会計年度任用職員の給与の増額が行われない場合、国が措置した財源を、市が財布に入れてしまうという話になりませんか。

もし、会計年度任用職員への支給をしない、できないのであれば、議案を作成し提案できる立場にある特別職、そして、その裁決を下す非常勤特別職にあっては、自らの年度内の引上げを見送るべきだと考えます。

ぜひ、会計年度任用職員の引上げを、年明け後の年度内に引上げるよう求めておきます。